

○知立市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成 17 年 9 月 29 日規則第 39 号

知立市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年知立市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第 2 条 市長は、条例第 2 条の規定による公募を行うに当たっては、公平を期すため、広報紙及びホームページへの掲載等、適切な方法により一般に周知させるものとする。

(申請書)

第 3 条 条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（様式第 1。以下「申請書」という。）によるものとする。

(指定通知書)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による指定管理者の指定の通知は、指定管理者指定通知書（様式第 2）によるものとする。

(協定事項)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項に規定する協定の締結事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 使用料又は利用に係る料金に関する事項
- (6) 指定管理料に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 個人情報の保護に関する事項
- (9) 管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

(変更事項の届出)

第 6 条 指定管理者は、申請書その他の書類の内容に変更を生じたときは、速やかに市長に

変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(指定取消通知書等)

第7条 条例第10条第1項の規定による指定の取消しの通知は、指定管理者指定取消通知書(様式第3)に、業務の全部又は一部の停止の命令は、指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第4)によるものとする。

(事故報告)

第8条 指定管理者は、管理する施設又は施設の利用者に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき交付されている通知書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定に基づき交付されたものとみなす。

附 則(令和3年3月19日規則第4号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

知立市長 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

下記の公の施設に関し、知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

施設の名称：

（添付書類）

- 1 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- 2 施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

年 月 日

様

知立市長

印

下記の公の施設に関し、知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者に指定します。

記

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

様式第3（第7条関係）

指定管理者指定取消通知書

年 月 日

指定管理者

様

知立市長

印

下記の公の施設に関し、知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消します。

記

1 公の施設の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

<審査請求及び取消訴訟>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知立市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、知立市を被告として（訴訟において知立市を代表する者は、知立市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4（第7条関係）

指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

年 月 日

指定管理者

様

知立市長

印

下記の公の施設に関し、知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者業務（全部・一部）の停止を命じます。

記

1 公の施設の名称

2 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 停止業務

4 停止の理由

<審査請求及び取消訴訟>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知立市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、知立市を被告として（訴訟において知立市を代表する者は、知立市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。